

宿毛市推奨品認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市で生産又は製造若しくは加工される食品について推奨基準に基づき推奨を行うことによって、次に定める目標を達成するため必要な事項を定めるものとする。

- (1) 宿毛市産品の品質向上を推進すること。
- (2) 宿毛市推奨品(以下「推奨品」という。)に対する消費者の認知、理解及び信頼を高めることによって、その普及及び販路の開拓を図り、地産地消運動の進展と相まって需要拡大を促進し、宿毛市の産業の振興に寄与すること。

(推奨対象品)

第2条 推奨品として認定の対象とする製品は、宿毛市の特産品であつて、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 生産又は製造若しくは加工の工程が市内において施された食品であること。
 - (2) 原則として一般日常生活に関係の深い製品で、常時市販されているものであること。
 - (3) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
 - (4) 生産、販売等営業に係る関係法令に違反しないものであること。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長が推奨品として適当と認めたとき。

(推奨基準)

第3条 推奨の基準は、次のとおりとする。

- (1) 品質が優秀であること。
- (2) 市場性が十分にあること。
- (3) 適正な価格であること。
- (4) 他市町村の類似品と比較して遜色がなく又は優れているものであること。
- (5) 郷土色の豊かなものであること。

(申請資格)

第4条 推奨品として認定を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本市に事業所を有するものであること。
- (2) 製造若しくは加工又は販売について、法令により許可又は認可を必要とするものは、当該許可又は認可を得たものであること。

(認定申請)

第5条 推奨品としての認定を受けようとするものは、推奨品認定申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(見本の提出等)

第6条 前条の申請をする場合は、推奨品としての認定を受けようとする製品(以下「申請品」という。)の見本を提出しなければならない。

- 2 提出する見本は、原則一般商品としての形態を備えたものでなければならない。
- 3 提出された見本は、原則として返却しない。

(審査選定)

第7条 推奨品は申請があつたものにつき、市長が選任した審査委員で審査のうえ、選定するものとする。

(宿毛大使等への意見聴取)

第8条 申請品については、選出した宿毛大使等から意見を聞くことができるものとする。

(推奨品の認定)

第9条 推奨品の認定は、審査委員の審査結果に基づき、市長がこれを行う。

(認定証の交付及び遵守事項同意書)

第10条 市長は、推奨品として認定した場合は、認定証(第2号様式)を交付する。

- 2 認定を受けるものは、遵守事項同意書(第3号様式)を提出しなければならない。

(推奨品マーク等の表示)

- 第 11 条 推奨品には、第 4 号様式の推奨マークのシールを使用することができる。
- 2 推奨マークのシールは有料とし、価格は別に定め宿毛市が交付する。
 - 3 推奨品の宣伝に関しては、「宿毛市推奨品」以外の字句を用いてはならない。
 - 4 推奨マーク等の標示は、推奨品以外のものに使用してはならない。
 - 5 推奨マークは、市の承認を受けずに、作成及び印刷をしてはならない。

(承認申請)

- 第 12 条 推奨マーク印刷等の承認を受けようとするものは、宿毛市推奨マーク印刷等承認申請書(第 5 号様式)を提出しなければならない。

(承認通知)

- 第 13 条 市長は、前条に基づく申請が適当であると認めたときは、推奨品マーク印刷等承認通知書(第 6 号様式)により通知するものとする。

(推奨期間)

- 第 14 条 推奨品の認定期間は、3 年とする。ただし、継続して認定を受けようとする場合は再申請ができる。

(調査)

- 第 15 条 市長は、推奨品の品質及び販売方法等について、随時調査を行うことができる。

(推奨品の変更承認)

- 第 16 条 推奨品の認定後、申請内容に変更がある場合は、申請書(第 1 号様式)を提出し承認を受けなければならない。

(推奨の取消し)

- 第 17 条 市長は、推奨品が次の各号のいずれかに該当した場合は、推奨を取り消すことができる。
- (1) 推奨基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 推奨マークを不正に使用したとき。
 - (3) 推奨品としての信用を著しく害する行為があると認められたとき。
 - (4) 生産、販売等営業に係る関係法令に違反したとき。
 - (5) 前条の承認を受けないで、名称、意匠、容器、規格、量目、価格等を変更したとき。
 - (6) 推奨品の販売を中止したとき。
 - (7) 第 15 条の調査結果と申請内容及び推奨基準とが著しく乖離したとき。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長が推奨品として不相当と認めたとき。

(その他)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。